

(様式 1-3)

川俣町生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成25年12月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	災害公営住宅整備事業（新中町）	事業番号	A-1-1
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費	991,841（千円）	全体事業費		991,841（千円）	

事業概要

福島第一原子力発電所の事故により避難を余儀なくされている山木屋地区住民の安定した住居を確保するため、早急に災害公営住宅を建設する。

【整備概要】

整備戸数：40戸

整備個所：川俣町字新中町地内

整備手法：建設

建設する建物の構造：木造2階建（戸建40戸）

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください。

「福島県復興計画（第2次）（平成24年12月策定）」

取組名：生活再建支援プロジェクト【復興公営住宅整備】

取組内容：避難町村の意向を十分に確認しながら、県営住宅を含む様々な整備方法を検討する。

「川俣町復興計画（第2次）（平成25年7月8日策定）」22ページ

取組名：2 健康で安心と幸せがあふれるまちへの復興（1）被災した住民を守るための生活支援

取組内容：自宅への帰還が困難な住民や高齢者が、安心して住むことのできる公営住宅を建設します。

川俣町は飯館村や浪江町へのアクセスに好条件であり、当地の周辺には山木屋住民が入居する仮設住宅2か所のほか、浪江町、南相馬市からの避難者が入居する仮設住宅が1か所設置されている。

川俣町全体では町外から約700名（約300世帯）の避難者を受け入れており、町内の借上げ住宅は供給量が不足し、山木屋地区の避難住民が借上げ住宅への入居を希望しても入居できない状況である。

なお、山木屋地区住民の6割以上が川俣町内に避難しており、町内避難のうち5割以上の者が仮設住宅に入居している。

当事業は、自宅への帰還が困難な住民や高齢者、子育て世帯が安心して住むことのできる災害公営住宅を建設するものである。

居住制限者の避難の状況との関係

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、山木屋地区は避難指示区域が設定されている。

整備個所（川俣精練跡地）は山木屋地区住民が避難している仮設住宅から約2kmの範囲に位置し、これまでの生活パターンを変えることなく居住できる立地である。震災以降2年9か月を過ぎた現在、仮設住宅でのコミュニティのほか付近住民との関係など、生活の基礎となる行動範囲が仮設住宅を中心に形成されており、仮設住宅で形成された新しいコミュニティを維持することが山木屋地区の既存コミュニティを維持することに繋がるものである。

なお、震災前に山木屋小学校に通学していた児童46名については、整備個所に隣接する川俣南小学校に通学している（仮設住宅に入居者のうち18歳以下は18名）。

また、災害公営住宅は、避難者にとってのコミュニティ維持の拠点となるものであり、早急に整備する必要がある。

(様式 1-3)

川俣町生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

平成 25 年 12 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	災害公営住宅入居者専用駐車場整備事業（新中町）	事業番号	◆ A 1-1-1
交付団体		川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）	
総交付対象事業費		8,000（千円）	全体事業費		8,000（千円）

事業概要

福島第一原子力発電所の事故により避難を余儀なくされている山木屋地区住民の安定した住居を確保するため、災害公営住宅に係る駐車場を整備する。

【整備概要】

整備台数：40 台分

整備個所：川俣町字新中町地内

※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください。

「福島県復興計画（第 2 次）（平成 24 年 12 月策定）」

取組名：生活再建支援プロジェクト【復興公営住宅整備】

取組内容：避難町村の意向を十分に確認しながら、県営住宅を含む様々な整備方法を検討する。

「川俣町復興計画（第 2 次）（平成 25 年 7 月 8 日策定）」22 ページ

取組名：2 健康で安心と幸せがあふれるまちへの復興（1）被災した住民を守るための生活支援

取組内容：自宅への帰還が困難な住民や高齢者が、安心して住むことのできる公営住宅を建設します。

川俣町は飯館村や浪江町へのアクセスに好条件であり、当地の周辺には山木屋住民が入居する仮設住宅 2 か所のほか、浪江町、南相馬市からの避難者が入居する仮設住宅が 1 か所設置されている。

川俣町全体では町外から約 700 名（約 300 世帯）の避難者を受け入れており、町内の借上げ住宅は供給量が不足し、山木屋地区の避難住民が借上げ住宅への入居を希望しても入居できない状況である。

なお、山木屋地区住民の 6 割以上が川俣町内に避難しており、町内避難のうち 5 割以上の者が仮設住宅に入居している。

当事業は、自宅への帰還が困難な住民や高齢者、子育て世帯が安心して住むことのできる災害公営住宅の建設に併せ、入居者専用駐車場を整備するものである。

居住制限者の避難の状況との関係

入居する居住制限者の自動車保有台数は多く、避難元の山木屋地区への一時帰宅の際に自動車を利用すること、多くの来客者が見込まれることからも、災害公営住宅に周辺状況や川俣町の条例等を勘案し、十分な駐車場整備が必要である。

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	A-1-1
事業名	災害公営住宅整備事業（新中町）
交付団体	川俣町

基幹事業との関連性

災害公営住宅入居者が自動車を利用した生活ができるよう、自動車を停めて置く場所の確保が必要である。